

議案第 49 号

斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：総務課】

機能的な組織の構築を図り、更に効率的かつ効果的な行財政運営を推進するとともに、多様化する住民ニーズに対して、より質の高い行政サービスを提供することを目的として、本町の行政組織機構を再編することに伴い、本条例について所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

(1) 分掌事務の変更（第2条の改正規定）

都市建設部が分掌する「文化振興に関すること」を教育委員会事務局に移管し、教育委員会事務局が分掌する文化財の保護に関する事務について、「文化財の保存及び活用に関すること」として都市建設部に移管します。

2. 施行期日

令和7年4月1日から施行します。